

第一種金融商品取引業者の事業年度規制の見直し等に伴う取引参加者制度の整備について

平成26年9月24日
株式会社東京証券取引所
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

1. 第一種金融商品取引業者の事業年度規制の見直しに係る対応

「4月1日から3月31日まで」に限定されている第一種金融商品取引業者の事業年度について、第一種金融商品取引業者ごとに異なる設定をすることを許容する改正金融商品取引法（平成26年5月30日公布）が近く施行（公布の日から6月以内）されます。このため、取引参加者の管理を適切に行うため、取引所規則においても取引参加者の事業年度の変更を把握する規定を追加することとします。

2. 取引参加者保証金の額の適正化に係る対応

(1) 新たに取引資格を取得する場合

新たに取引資格を取得する場合、全取引参加者の平均額としている初年度の取引参加者保証金の額について、当該新規取引参加者の取引実績等を踏まえ合理的に見込まれる額とすることとします。これは、現行制度においては、取引規模の小さな新規取引参加者では取引参加者保証金の額が過大となり、逆に取引規模の大きな新規取引参加者では取引参加者保証金の額が過小となるための対応です。

(2) 取引参加者同士が合併等を行う場合

取引参加者同士が合併等（合併、分割、事業譲渡等に伴い、一方の取引参加者が取引資格を喪失する場合に限る。）を行う場合、取引資格を喪失する取引参加者の取引参加者保証金を返還する一方で、額の見直しを行わないこととしている存続する取引参加者の取引参加者保証金について、合併等後の取引実績等を踏まえ合理的に見込まれる額とすることとします。これは、現行制度においては、取引資格を喪失する取引参加者の取引実績等を考慮していないことから、存続する取引参加者の取引参加者保証金の額が過小となるための対応です。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 事業年度の末日の変更	<ul style="list-style-type: none">第一種金融商品取引業者である取引参加者は、事業年度の末日を変更した場合、当社に報告することとします。	
2. 取引参加者保証金の額の適正化 (1) 新たに取引資格を取得する場合	<ul style="list-style-type: none">新たに取引資格を取得する取引参加者が初年度に預託すべき取引参加者保証金の額は、当該取引参加者の取引実績及び見込みを勘案のうえ、当社がその都度定める額とします。取引参加者保証金の額が取引実態に見合わない場合、当社は、当該取引参加者の取引参加者保証金の額を機動的に変更できることとします。	
(2) 取引参加者同士が合併等を行う場合	<ul style="list-style-type: none">取引参加者同士の合併等に伴い、一方の取引参加者が取引資格を喪失する場合、存続する取引参加者が合併等後に預託すべき取引参加者保証金の額について、取引資格を喪失する取引参加者の取引実績を踏まえて当社が定めることとします。	
3. その他	<ul style="list-style-type: none">その他所要の改正を行うものとします。	

III. 実施時期（予定）

本年 11月を目途に実施します。

以 上